

妥結率等に係る報告書記載のための 参考資料について

2025年 6月20日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

本資料の取扱いについて

- 得意先様が地方厚生局へ提出する「妥結率等に係る報告書」と、卸売業者が提出する「妥結率等の報告における参考資料(以下「参考資料」という)」については、設問内容や回答選択肢が異なっております。「妥結率等に係る報告書」を作成する際に、「参考資料」のどの回答選択肢を参照すべきかを整理するために本資料を作成しております。
- 「参考資料」については、令和7年3月7日の事務連絡「妥結率等の報告における参考資料の見直しについて(依頼)」に基づいてご提供しているものであり、得意先様とのお取引について卸売業者の認識をお示ししているものです。得意先様が「妥結率等に係る報告書」を作成するにあたり、卸売業者、得意先様双方の流通改善に対する認識を摺り合わせるものとしてご理解ください。

【参考】参考資料（見直し後）の妥結率等に係る報告書への転記のポイント②

得意先様提出資料

卸側提出資料

妥結率等の報告における参考資料[←]

2. 医療用医薬品の取引の状況

(1) 価格交渉の方法（該当する項目に☑を記入すること。）

- 自施設が卸売販売業者と直接交渉している。
- 法人・グループの本部等が代表して卸売販売業者と一括して交渉している。
- 価格交渉を代行する者に依頼して交渉している。

2. 医療用医薬品の取引の状況[←]

(1) 価格交渉の方法（該当する1項目のみ選択しました。）[←]

- 貴施設と直接交渉しました。[←]
- 貴法人の本部等と一括して交渉しました。[←]
- 価格交渉を代行する者と交渉しました。[←]

(2) 価格交渉の状況（該当する項目に☑を記入すること。）

ア 当年度下半期の取引予定

- 年間での契約であり、当年度下半期においても、基本的に上半期からの妥結価格の変更はない予定。
- 年間での契約ではないが、当年度下半期は、上半期の妥結価格を踏まえた価格交渉を行う予定。
- 年間での契約ではなく、当年度下半期は新たに価格交渉を行う予定。

イ 前年度の取引状況（上半期と比較した下半期の取引状況）

- 年間での契約であり、基本的に前年度上半期からの妥結価格の変更はなかった。
- 年間での契約ではないが、前年度の上半期と下半期の妥結価格は同程度であった。
- 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも高い妥結価格であった。（上半期より小さい乖離率での取引）
- 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも低い妥結価格であった。（上半期より大きい乖離率での取引）

転記のポイント

・連動した回答となっておりますので転記する際のご参考とさせていただきます。

(2) 略[←]

【参考】参考資料（見直し後）の妥結率等に係る報告書への転記のポイント③

得意先様提出資料

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

(1) 単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入すること。）

- 全ての品目について単品単価交渉を行っている。
- 以下の特に医療上の必要性の高い医薬品の全てについて別枠として単品単価交渉を行っている。
基礎的医薬品、安定確保医薬品（カテゴリーA）、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬並びに覚醒剤及び覚醒剤原料
- 新薬創出等加算品目について単品単価交渉を行っている。
- 単品単価交渉を行っていない。

卸側提出資料

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

(1) 単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入しました。）

- 全ての品目について単品単価交渉で決定しました。
※全ての品目について単品単価交渉で決定していますので、以下の「全ての品目を単品単価交渉としていない場合の交渉状況」及び設問3.(2)値引き交渉の回答は省略し、設問3.(3)妥結価格の変更の設問について回答いたします。

全ての品目を単品単価交渉としていない場合の交渉状況

それぞれのカテゴリー毎の単品単価交渉の状況です。取引有りで全品単品単価交渉で取引価格を決定していない場合は☑を記入しています。

【別枠とされているカテゴリー】

	単品単価交渉以外	取引有り	取引無し
基礎的医薬品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安定確保医薬品（カテゴリーA）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不採算品再算定品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
血液製剤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
麻薬及び覚醒剤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
新薬創出等加算品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 全体取引品目数の内、半数以上を単品単価交渉で行いませんでした。

転記のポイント

- ・卸側提出資料において「全ての品目について単品単価交渉で決定しました。」に☑がついている場合は、「全ての品目について単品単価交渉を行っている。」に☑を記入することをご検討ください。
- ・卸側提出資料において、別枠とされているカテゴリーの内、取引有りに☑がつき、かつ単品単価交渉以外に☑がついていない場合は、単品単価交渉を行っているに☑を記入することをご検討ください。
- ・新薬創出等加算品についても、取引有りに☑がつき、かつ単品単価交渉以外に☑がついていない場合は、単品単価交渉を行っているに☑を記入することをご検討ください。
- ・卸側提出資料において、「全体取引品目数の内、半数以上を単品単価交渉で行いませんでした。」に☑がついている場合は、「単品単価交渉を行っていない。」に☑を記入することをご検討ください。

【参考】参考資料（見直し後）の妥結率等に係る報告書への転記のポイント④

得意先様提出資料

(2) 卸売販売業者との値引き交渉（該当する項目に☑を記入すること。）

- 取引条件等は考慮せず、ベンチマークを一律に用いた値引き交渉を行っている。
- 取引品目等の相違は考慮せず、同一の総値引率を用いた交渉を行っている。
- 取引条件等の相違は考慮せず、同一の納入単価での取引を求める交渉を行っている。
- 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。

卸側提出資料

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

(1) 単品単価交渉の状況（該当する項目に☑を記入しました。）

- 全ての品目について単品単価交渉で決定しました。
 - 2. (1) で「貴施設と直接交渉しました」を選択した場合
 - (2) 貴施設との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）
 - 総値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
- 全ての品目について単品単価交渉で決定しました。
 - 2. (1) で「貴法人の本部等と一括して交渉しました」を選択した場合
 - (2) 貴法人の本部等との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）
 - 総値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 同一グループ施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（同一グループ施設一律の価格を用いた交渉もこれに含む）
- 全ての品目について単品単価交渉で決定しました。
 - 2. (1) で「価格交渉を代行する者と交渉しました」を選択した場合
 - (2) 価格交渉を代行する者との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）
 - 総値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（加盟施設一律の価格を用いた交渉もこれに含む）

転記のポイント

- ・卸側提出資料の3の設問で「全ての品目について単品単価交渉で決定しました。」に☑がついている場合は、「取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。」に☑を記入することをご検討ください。
- ・その他の選択肢については、単品単価交渉以外の交渉形態となっております。値引き交渉の内容については卸側提出資料3.(2)貴施設・貴法人の本部等・価格交渉を代行する者との値引き交渉を参考にご検討ください。

【参考】参考資料（見直し後）の妥結率等に係る報告書への転記のポイント⑤

得意先様提出資料

卸側提出資料

(3) 妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入すること。）

- 随時、卸売販売業者と価格交渉を行っている。
- 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

が無い場合 (3) 妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入しました。）

- 医薬品の価値に変動がある場合を除き、昨年度1年間を通じて妥結価格の変更を行いませんでした。

転記のポイント

- ・卸側提出資料において「医薬品の価値に変動がある場合を除き、昨年度1年間を通じて妥結価格の変更を行いませんでした。」に☑がついている場合は、「医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。」に☑を記入することをご検討ください。
- ・卸側提出資料において「医薬品の価値に変動がある場合を除き、昨年度1年間を通じて妥結価格の変更を行いませんでした。」に☑がついていない場合は、「随時、卸売販売業者と価格交渉を行っている」に☑を記入することをご検討ください。

【参考】参考資料（見直し後）の妥結率等に係る報告書への転記のポイント⑥

得意先様提出資料

2. (1) で「価格交渉を代行する者に依頼して交渉している」を選択した場合
(4) 価格交渉を代行する者が次に掲げる点を遵守していることを確認している
(該当する項目に☑を記入すること。)

- 原則として全ての品目について単品単価交渉を行っていること。
- 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っていること。
- 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていないこと。

卸側提出資料

(2) 価格交渉を代行する者との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）

- 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
- 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
- 加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（加盟施設一律の価格を用いた交渉もこれに含む）

☑が無い場合

(3) 妥結価格の変更（該当する項目に☑を記入しました。）

- 医薬品の価値に変動がある場合を除き、昨年度1年間を通じて妥結価格の変更を行いませんでした。

転記のポイント

- ・卸側提出資料において3.(2)価格交渉を代行する者との値引き交渉のいずれにも☑がついていない場合は、「原則として全ての品目について単品単価交渉を行っていること。」と「取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている」に☑を記入することをご検討ください。
- ・「医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていないこと。」については、卸側提出資料3.(3)妥結価格の変更を参考にしてください。

得意先様提出資料

卸側提出資料

- 2. (1) で「貴施設と直接交渉しました」を選択した場合
 - (2) 貴施設との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）
 - 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
- 2. (1) で「貴法人の本部等と一括して交渉しました」を選択した場合
 - (2) 貴法人の本部等との値引き交渉（該当する項目に☑を記入しました。）
 - 総価値引率（全品総価、単品総価）を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 全国最低価格に類する価格のベンチマーク等を用いた交渉で取引価格を決定しました。
 - 同一グループ施設ごとの地域差や取引条件等を考慮していない取引価格で決定しました。（同一グループ施設一律の価格を用いた交渉もこれを含む）

転記のポイント

- ・上記提出資料は、得意先様が提出する設問には含まれておりませんが、設問3.(2)卸売販売業者との値引き交渉の回答作成の際のご参考としてください。（本資料P6を参照してください。）